

朝日町「地域おこし協力隊」隊員募集要領

1. 募集人数

1名

2. 応募資格

- (1) 年齢20歳以上おおむね40歳以下の方
- (2) 生活の拠点を現在住んでいる3大都市圏(注1)と政令指定都市又は地方都市(条件不利地域は除く)から朝日町に住民票を異動することができ、朝日町への移住定住を希望される方
(注1) 3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県
- (3) 普通自動車運転免許を持っている方(2種免許所持者優遇)
- (4) パソコン(Word、Excel等)の基本操作ができる方
- (5) 健康で、地域住民とコミュニケーションが図れる方
- (6) 地域おこし活動に誠実かつ積極的に取り組める方

3. 業務概要

- ・町内の観光事業の活性化に資する活動
- ・その他観光事業全般に関すること

4. 活動期間

委嘱した日から1年間とし、その後は町が認めた場合1年ごとに期間を延長します。最初の委嘱日から通算して最長で3年間延長が可能です。

5. 給与

- (1) 報酬 月額200,000円
 - ・毎月16日に支給(当月支給)
 - ・社会保険料、雇用保険料等の自己負担分を含みます。
 - ・時間外勤務、休日勤務等の報酬はありません(全て振替代休として対応)
- (2) 期末・勤勉手当
 - ・6月及び12月に支給
 - ・最大4.6月分支給

6. 身分・待遇・福利厚生

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(パートタイム)として任用
- (2) 共済保険(健康保険)、社会保険(厚生年金保険)、雇用保険(なお、ケガ等の保険は傷害保険に加入)

(3) 住居

- ・ 隊員の希望条件を確認のうえ、町内の賃貸アパート及び空き家を紹介
※空き状況によっては希望に添えない場合があります。
- ・ 家賃は月額5万円を上限に町が補助する。
- ・ 住居に係る光熱水費等は自己負担
- ・ 転居に係る旅費や経費は自己負担

(4) 活動用車両

- ・ 活動時に使用する車両は町から貸与
- ・ 車両燃料費は町が負担

(5) その他

- ・ 事務用として必要なパソコンを貸与。ただし、持ち出しは不可とします。
- ・ その他、活動のために必要な経費や研修費については、予算の範囲内で支援します。
- ・ 地域おこし協力隊としての勤務時間帯以外において、町に申請し許可された場合は、服務規定に違反しない範囲内で副業等を可とします。

7. 勤務地

朝日町役場商工観光課及び朝日町観光協会

8. 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間

- ・ 原則、午前8時30分から午後4時30分までとする。(うち休憩1時間)
- ・ 週5日間勤務(7時間/日 35時間/週 勤務)
- ・ 時間外勤務あり
- ・ 休日勤務あり

※活動業務によっては、時間外及び休日勤務となる場合があります。その場合は、活動時間をずらすこと(フレックス勤務)や、活動日に振替で休暇を取得することで対応していただきます。(時間外・休日勤務による報酬はありません。)

(2) 休日

朝日町会計年度任用職員に準じ、以下のとおりとします。

- ア. 週休日(土曜日・日曜日)
- イ. 祝日
- ウ. 年末年始(12月29日から1月3日まで)
- エ. その他(時間外・休日勤務による代休)

(3) 休暇

朝日町会計年度任用職員に準じ、以下のとおりとします。

- ア. 年次休暇は、任用開始年の6ヶ月目までは段階的に年次休暇日数を与え、6ヶ月経過時点で10日となるようにする。
- イ. 夏季休暇は、6月1日から10月31日までの期間内に、勤務時間による日数を付与する。(最大5日)

ウ. 年次休暇以外の休暇

有給休暇：結婚休暇、忌引等

無給休暇：病休、子の看護休暇、介護休暇等

9. 応募方法・選考

(1) 応募書類

応募用紙、履歴書（市販のもの）、自動車運転免許証の写し

(2) 書類提出先

朝日町役場 総務政策課（郵送又は持参）

住所 〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下 1133 番地

TEL 0765-83-1100

(3) 応募締切

令和8年9月30日（水）

(4) 選考

①一次審査（書類による審査）

応募書類到着後、随時

※結果は応募者全員に郵送で通知します。

②二次審査（町にて面接等による審査）

随時

※面接会場への移動にかかる経費は、町が負担します。

※結果は後日郵送で通知します。

10. 任期中及び退任後の特典等

- ・地域おこし協力隊としての勤務時間帯以外において、朝日町観光協会における労働は妨げません。
- ・朝日町地域おこし協力隊退任後定住応援事業補助金
退任後も朝日町で生活される隊員は、円滑に朝日町に定住し続けられる支援として、退任1年目25万円、2年目25万円の計50万円を補助します。
※原則、協力隊として1年以上活動した方が対象
- ・朝日町地域おこし協力隊起業・事業継承支援補助金
町の活性化につながる起業又は事業継承で経費が発生した場合、上限100万円（100%補助）を補助します。
※町内に住所を有し、かつ任期2年目から任期終了後1年以内の方が対象

11. お問い合わせ

朝日町役場 商工観光課（担当：水島）

住所 〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下 1133 番地

TEL 0765-83-1100

FAX 0765-83-1109

Email syoukou@town.toyama-asahi.lg.jp